

Client Alert

15 April 2022

サステナビリティ開示基準の統一化に向け、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が草案を公表

本アラートに関する
お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



松添 聖史
パートナー
+81 3 6271 9440
seiji.matsuzoe@bakermckenzie.com



井田 美穂子
パートナー
+81 3 6271 9508
mihoko.ida@bakermckenzie.com

昨年 11 月に発出した「[気候変動開示に向けた検討と論点](#)」と題したアラートで、サステナビリティ開示、なかでも喫緊の課題である気候関連開示基準に関する最新の議論の状況を紹介した。これに関連し、2022 年 3 月 31 日、国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board：ISSB）が、サステナビリティ開示基準の統一化に向けて、サステナビリティ開示基準の公開草案（ISSB 公開草案）を公表したため、本アラートにて速報する。

1. 背景

国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）を機に、国や企業によるカーボンニュートラルに向けた取組の重要性が増している。そのための政策の 1 つであるサステナビリティに関する情報の開示については、国際的に様々な枠組が存在しているが、従来、どの媒体で開示をするか（有価証券報告書のような法定開示、統合報告書やサステナビリティレポートのような任意開示）、どの利用者をターゲットとするか（投資家、より広くサプライヤー、従業員や地域コミュニティも含めたステークホルダー）、どのような項目をカバーするか（環境、社会、ガバナンス）、どの基準を使用するか（TCFD¹提言、SASB²スタンダード、GRI³スタンダード等）などについて一貫性がなく、開示をする企業と投資家等の利用者の双方に混乱が見られた。

そこで、2021 年 11 月 3 日、英国グラスゴーで開催された COP26 において、国際会計基準審議会（The International Accounting Standards Board：IASB）を傘下にもつ国際会計基準財団（The International Financial Reporting Standards Foundation：IFRS 財団）が、企業によるサステナビリティ報告への正式な統一化を目指して、ISSB の設立と、技術的準備ワーキング・グループ（Technical Readiness Working Group：TRWG）作成のサステナビリティ開示基準の原型（プロトタイプ）を公表していた。日本でもこれを受け、ISSB に対して意見発信を行うことや国内基準の開発を行うため、2021 年 12 月に国内の会計基準開発等を行う公益財団法人財務会計基準機構が、2022 年 7 月 1 日を目標に ISSB のカウンターパートとしてサステナビリティ基準委員会（Sustainability Standards Board of Japan：SSBJ）を設置することを公表しており、既にその準備のために SSBJ 設立準備委員会が設置され、IFRS 財

¹ 気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：TCFD）

² サステナビリティ会計基準審議会（Sustainability Accounting Standards Board：SASB）。2021 年 6 月、国際統合報告評議会（International Integrated Reporting Council：IIRC）と合併し、新団体「価値報告財団（Value Reporting Foundation：VRF）」が設立されているが、IFRS 財団により、2022 年 6 月までにさらに気候変動関連情報審議会（Climate Disclosure Standards Board：CDSB）との統合が予定されている。

³ グローバル・レポーティング・イニシアティブ（Global Reporting Initiative：GRI）



太田 秀夫
シニア・カウンセラー
+81 3 6271 9735
hideo.ohata@bakermckenzie.com



山崎 ふみ
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9721
fumi.yamazaki@bakermckenzie.com

団のもとでの TRWG が ISSB のために草案したプロトタイプ（以下「ISSB プロトタイプ」）を中心に議論がなされている。また、サステナビリティ情報の開示について国際的な基準策定に向けた議論や国内の取組が進められていることを踏まえ、経済産業省の非財務情報の開示指針研究会では、「サステナビリティ関連情報開示と企業価値創造の好循環に向けて」と題する中間報告⁴を取りまとめるとともに、その後の検討会で ISSB プロトタイプにつき検討がなされ、また業界などから意見を徴収するなどした上、2022年3月25日には ISSB プロトタイプに対する基礎的見解⁵を公表した。一方、関係府省相互の緊密な連携を確保するため、サステナビリティ開示に関する関係府省会議が設置され、2022年3月14日に第1回会議が開催されるなど、国内でもサステナビリティ開示に関する動きが活発になっている。

このような状況下で、2022年3月31日、ISSB は ISSB プロトタイプを基礎として作成した ISSB 公開草案（以下「ISSB 公開草案」）を公開した⁶。ISSB 公開草案は、2022年7月29日まで意見募集に付され、ISSB は年内にもこれを最終化することを目標としている。

2. ISSB 公開草案の内容と評価

ISSB 公開草案は、「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information⁷）と「気候関連開示」（IFRS S2 Climate-related Disclosures⁸）の2つから構成される。IFRS S1 と IFRS S2 はいずれも TCFD 提言に基づいて ISSB プロトタイプを元に作成され、SASB スタンドアードに由来する業界別基準が組み込まれたものとなっている。ISSB 公開草案では、ISSB プロトタイプや TCFD 提言との比較表^{9 10}を設けており、また、ISSB 公開草案の詳細な説明^{11 12}が併せて示されており、極めて参考となる。

このうち IFRS S1 は、市場にサステナビリティ関連財務情報の完全な開示を提供するため、サステナビリティに関連する全てのリスクと機会に関する開示の全般的な要件を定めている。また、IFRS S2 は、気候関連の財務情報を特定、測定し、開示するための具体的な要件を定めている。いずれも開示内容は、①ガバナンス、②戦略、③リスク管理、④指標及び目標の TCFD 提言の4つの柱を維持しているが、気候関連の情報開示を規定する IFRS S2 について、以下のような相違点¹³も見られる¹⁴。

⁴ [20211112_1.pdf \(meti.go.jp\)](#)

⁵ [20220325_1.pdf \(meti.go.jp\)](#)

⁶ [IFRS - ISSB delivers proposals that create comprehensive global baseline of sustainability disclosures](#)

⁷ [Exposure Draft on IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information](#)

⁸ [Exposure Draft IFRS S2 Climate-related Disclosures](#)

⁹ TCFD 提言と ISSB 公開草案との比較表 [Comparison: \[Draft\] IFRS S2 Climate-related Disclosures with the TCFD Recommendations](#)


¹⁰ ISSB プロトタイプと ISSB 公開草案との比較表 [Comparison: \[Draft\] IFRS S1 and \[draft\] IFRS S2 with the Technical Readiness Working Group prototypes](#)

¹¹ IFRS S1 につき、[Basis for Conclusions on Exposure Draft IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information](#)

¹² IFRS S2 につき、[Basis for Conclusions on Exposure Draft IFRS S2 Climate-related Disclosures](#)

¹³ 上記比較表参照。

¹⁴ 下記は参考のために一部紹介するもので網羅的ではない。

- 
- TCFD 提言の開示推奨項目の情報よりも詳細な追加情報を要求：例えば、IFRS S2 では、ガバナンスの項目で、TCFD 提言での開示内容に加えて、気候関連のリスクと機会の監督に責任を負う組織内の部門又は個人を特定すること、気候関連のリスクと機会に対応するための戦略を監督するために適切な技能と能力が利用可能であることを組織がどのように保証しているかなどの情報を追加で開示することが要求されている。また、IFRS S2 では、戦略の項目で、TCFD 提言も要求する気候関連のリスク及び機会が組織のビジネス・戦略・財務計画に及ぼす影響を説明するにあたり、取引先やサプライヤーとの協力を含めリスクや機会に間接的に対応している方法や、長期的な財務パフォーマンス（収益及び費用）の予測される変更などについて情報を開示することが要求されている。さらに、リスク管理の項目では、組織が気候関連リスクを識別・評価するプロセスを説明することに加え、IFRS S2 では、リスクを特定するために使用する入力パラメータ（データソース、対象となる業務の範囲、前提条件の詳細）などの情報の開示も要求されている。
 - TCFD 提言の開示推奨項目に追加した開示項目を要求：例えば、IFRS S2 では、移行計画について TCFD 提言とは若干異なるアプローチを採用し、移行計画を戦略に関する開示の一部として、温室効果ガス（GHG）排出削減目標の公表やカーボンオフセットの活用など明確な要件を設けている。また、指標及び目標の項目では、IFRS S2 では、産業ベースの測定指標の開示が要求されるとともに、GHG 排出量情報につき、スコープ 3 排出量¹⁵の情報開示も必要とされた。

ISSB 公開草案については、さらに詳細を検討の上、別途アラート等で情報を発信していく予定であるが、今後、SSBJ 設立準備委員会などでもさらに検討が予定されており、2022 年 7 月 29 日までに日本の観点から意見が提出されることが見込まれる。

なお、ISSB 公開草案のベースとなった ISSB プロトタイプについては、既に国内でも議論が進んでおり、例えば前記の経済産業省の非財務情報の開示指針研究会が 2022 年 3 月 25 日に公表した基礎的見解¹⁶では、サステナビリティ関連財務情報が企業価値と明確に結びつけられ定義されたことへ賛同しつつ、企業間の開示の比較可能性と各企業のビジネスモデルなどに基づいた独自性のバランスを実現するための提案、報告媒体や営業機密、将来情報、予測情報の取扱いの明確化についての提案などがなされている。

3. 日本企業への影響

ISSB が策定するサステナビリティ開示基準自体は、日本企業に強制的に適用されるようなものではない¹⁷。

しかしながら、2021 年 10 月 29 日に開催された第 3 回金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和 3 年度）会合では、有価証券報告書に

¹⁵ 報告企業のバリューチェーンで発生する全ての間接排出量で、上流排出と下流排出の両方を含む。

¹⁶ [20220325_1.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/20220325_1.pdf)

¹⁷ ISSB は IFRS 財団の傘下にあるが、同じく IFRS 財団の傘下にある IASB が作成する国際会計基準を採用している企業であっても、サステナビリティ開示について ISSB 基準によることを要求されるわけではないという関係にある。



「サステナビリティ開示の記載欄」を新設することが議論され、かつ、将来的には、SSBJがISSB基準を踏まえて検討した日本におけるサステナビリティ開示の個別項目を有価証券報告書の「サステナビリティ開示の記載欄」に取り込むことも検討されている。ISSBが策定するサステナビリティ開示基準が日本の法定開示に影響を与える部分であり、注視が必要である。

また、2021年6月11日改訂の東京証券取引所（東証）のコーポレートガバナンス・コードの補充原則3-1③後段¹⁸では、プライム市場上場会社について、「気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。」とされている。このFAQにおいて、東証は「TCFD以外に想定される枠組みはありますか。」との問いに対し、「現在、IFRS財団により検討が進められているサステナビリティ開示の統一的な枠組みが策定された場合に、「TCFDと同等の枠組み」に該当することが想定されます。」としており、プライム市場上場会社については、コーポレートガバナンス・コードによりISSB基準に基づく開示が推奨されることとなる。また、気候変動以外のサステナビリティについて、コーポレートガバナンス・コードの補充原則2-3①、同3-1③、同4-2②、さらには投資家と企業の対話ガイドライン¹⁹（2021年6月11日改訂、金融庁）1-3に、それぞれ規定されている²⁰。

ISSB公開草案によりサステナビリティ開示基準の統一化が進むと、投資家としては企業間の情報を比較しやすくなる一方で、企業としては統一化された基準に従う必要が生じ、自社で開示する情報を取捨選択することが難しくなる。また、サステナビリティ開示基準については、例えばスコープ3排出量の開示が必要とされたといっても、コングロマリット企業においては、配下の事業によって様々な分母が考えられることから一律の指標にするのは困難であるとか、複数社や複数事業間で重複カウントが生じる懸念が指摘され、実務的にその範囲や計算方法について課題が多かったり、気候関連開示のみならず多様性や人的資本の開示の充実も要請されるなど、さらなる議論の発展が期待されるところである。

¹⁸ [nlsgeu000005lnul.pdf \(jpx.co.jp\)](#)

¹⁹ [nlsgeu000005lnux.pdf \(jpx.co.jp\)](#)

²⁰ 旬刊商事法務 2266号 34-35頁。